

玉村町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

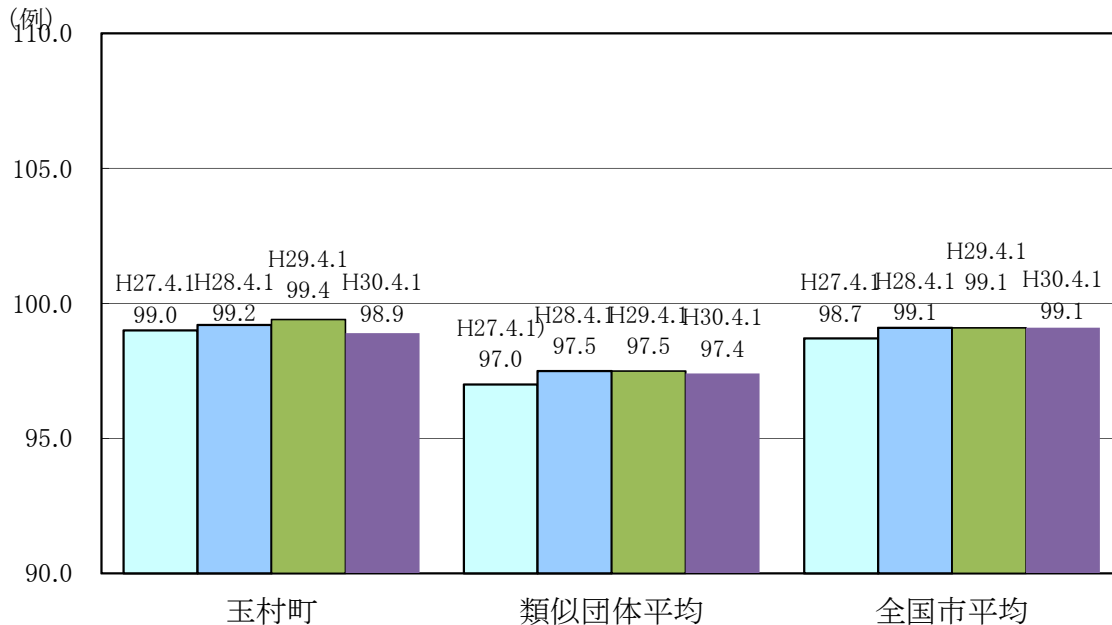
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 36,648	千円 10,781,602	千円 496,170	千円 1,895,842	% 17.5	% 17.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
29年度	人 209	千円 786,038	千円 128,566	千円 317,440	千円 1,232,044	千円 5,895	千円 5,764

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【**実施** 未実施】

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

【給料表の改定実施時期】平成28年4月1日

【内容】一般行政職の給料表について、国及び群馬県の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げを行う。
また、激変緩和のため、2年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

【支給割合】国基準では支給対象地域ではないため、玉村町においても支給していない。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
玉村町	40.7 歳	319,942 円	383,840 円	365,656 円
群馬県	43.7 歳	336,797 円	405,821 円	369,306 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.2 歳	305,233 円	367,802 円	339,790 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
玉村町	58 歳	1 人	341,800 円	343,800 円	343,800 円	—	43 歳	254,100 円	1.35
群馬県	52.9 歳	210 人	324,106 円	379,720 円	357,326 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2553 人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	50.7 歳	9 人	297,724 円	327,737 円	316,403 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
玉村町	5,675,371	3,392,600	1.67

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成27～29年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
玉村町	41.8 歳	321,342 円	355,112 円
群馬県	44.1 歳	368,569 円	410,861 円
類似団体	39.3 歳	285,947 円	318,777 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		玉 村 町	群 馬 県	国
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	184,300 円	179,200 円
	高 校 卒	151,500 円	150,400 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	151,500 円	146,000 円	—
	中 学 卒	—	—	—
教 育 職	大 学 卒	179,200 円	205,700 円	—
	高 校 卒	151,500 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

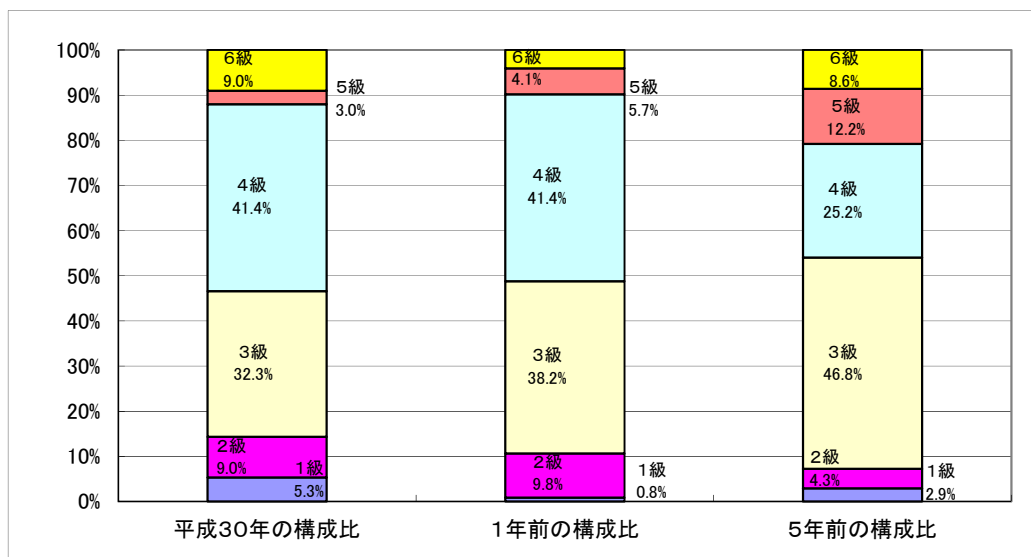
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	265,620 円	347,857 円	372,500 円	395,950 円
	高 校 卒	275,900 円	339,967 円	363,933 円	391,225 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

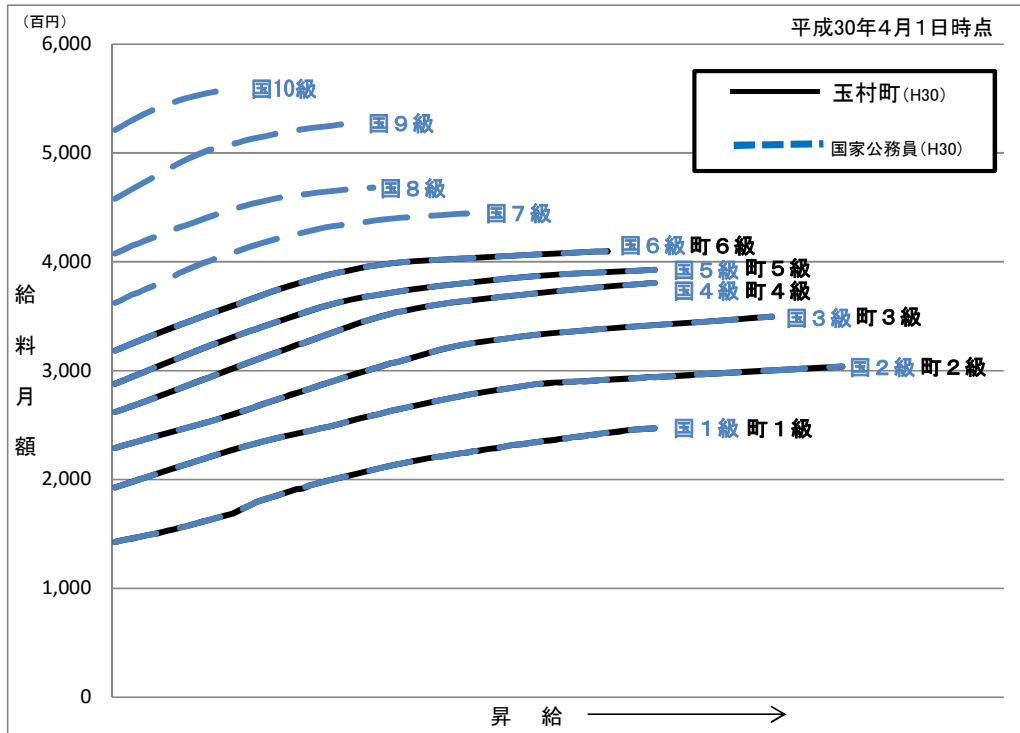
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	7人	5.3%	144,100円	247,600円
2級	主任の職務	12人	9.0%	194,000円	304,200円
3級	主査の職務	43人	32.3%	230,000円	350,000円
4級	係長、係長代理又はこれに相当する職の職務	55人	41.4%	263,000円	381,000円
5級	室長又はこれに相当する職、課長補佐の職務	4人	3.0%	288,900円	393,000円
6級	課長の職務	12人	9.0%	319,200円	410,200円

- (注) 1 玉村町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（玉村町）

平成30年4月2日から平成31年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分	○		○	
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

玉 村 町	群 馬 県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,499 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,744 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～16%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）（玉村町）

平成30年度中における運用	管理職		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率	○		○	
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ（一律）	○		○	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

玉 村 町	国
(支給率) 自己都合 24.586875 月分 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率 2～45%） （退職時特別昇給 なし） 1人当たり平均支給額 21,494 千円	(支給率) 自己都合 24.586875 月分 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率 2～45%）

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)			969 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)			968,880 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
前橋市	3 %	0 人	3 %
東京都のうち特別区(中央区)	20 %	1 人	20 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫、行旅 病死業務手当	感染症等防疫、行旅病 死人の作業に従事した 職員	感染症等防疫、行 旅病死人の作業	0 千円	1日当たり、5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	45,276 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	302 千円
支給実績(28年度決算)	45,435 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	301 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」
と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務
手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者・・・6,500円 配偶者以外の扶養親族・・・10,000円 16歳から22歳までの子・・・5,000円加算	同じ		18,800 千円	232,093 円
住居手当	借家の場合(月額12,000円を超える家賃 の支払者) 最高支給限度額・・・27,000円	同じ		10,488 千円	283,472 円
通勤手当	自転車などの交通用具使用者の場合 ・通勤距離により、31,600円/月限度 交通機関利用者の場合 ・定期券等による運賃相当額(55,000円 /月限度)	同じ		6,712 千円	41,435 円
管理職手当	1種 総務課長 75,000円/ 月 2種 課長職(総務課長除く) 62,900円/ 月 3種 室長職 54,800円/ 月	異なる	支給単価	42,291 千円	509,536 円
日直手当	1回につき4,400円(5時間未満の場合は 2,100円)	同じ		1,000 千円	7,404 円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	725,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 920,000 円/ 592,000 円		
	副市町村長	612,000	円	760,000 円/	532,000 円	
報 酬	議 長	324,000	円	499,000 円/	252,000 円	
	副 議 長	266,000	円	430,000 円/	202,000 円	
	議 員	242,000	円	400,000 円/	174,000 円	
期 末 手 当	市区町村長	(29年度支給割合)				
	副市町村長	2.05		月分		
	議 長	(29年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	2.20		月分		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市町村長	725千円×在職年数×520/100		15,080千円	任期毎	
	備 考	612千円×在職年数×300/100		7,344千円	任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

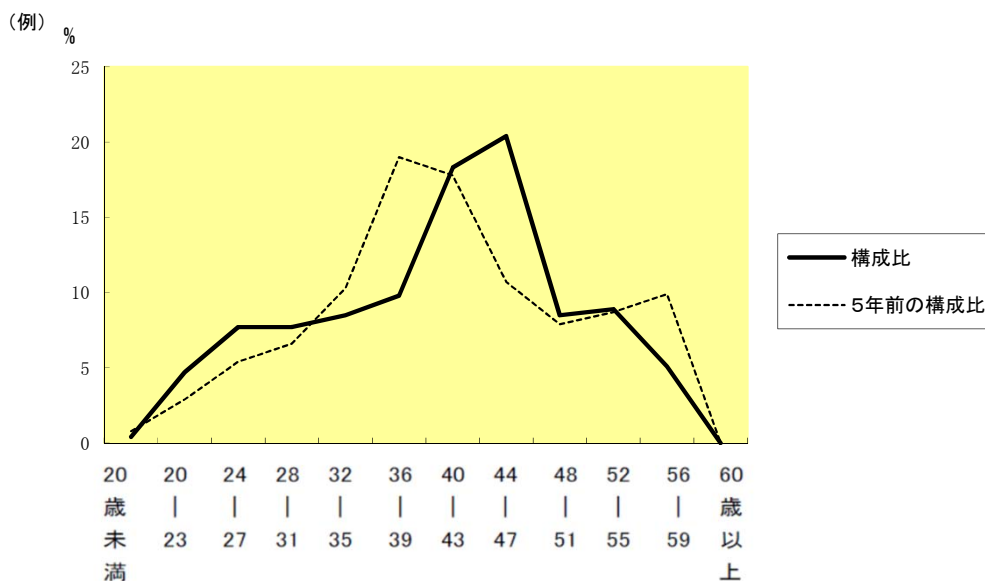
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成29年	平成30年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0	マイナンバー業務に伴う増 障がい、自立支援業務の充実のための増 自立支援業務異動に伴う減 企業誘致業務充実のための増 企業誘致業務充実に伴う減
		総務	40	41	1	
		税務	21	21	0	
		民生	66	67	1	
		衛生	14	13	▲1	
		労働	1	1	0	
		農林水産	7	7	0	
		商工	4	5	1	
		土木	13	12	▲1	
		計	169	170	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)
	教育部門	40	40	0		
	小 計	209	210	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)	
公 営 企 業 等	水道	5	5	0		
	下水道	5	5	0		
	その他	15	15	0		
	小 計	25	25	0		
合 計		234	235	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 人	
		[239]	[239]	[]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上		
職員数	1人	11人	18人	18人	20人	23人	43人	48人	20人	21人	12人	0人	235人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	174	172	171	171	169	170	▲4 ()
教育	45	43	41	40	40	40	▲5 ()
普通会計	219	215	212	211	209	210	▲9 ()
公営企業等会計	24	24	24	25	25	25	1 ()
総合計	241	243	239	236	234	235	()

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収 支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
29年度	千円 484,306	千円 61,188	千円 29,909	% 6.2	% 7.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 4	千円 15,934	千円 2,431	千円 6,396	千円 24,761	千円 6,190	千円 6,148

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
玉村町	40.8 歳	329,380 円	489,832 円
市町村平均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

玉 村 町	類似団体等
1人当たり平均支給額(29年度) 1,498 千円	1人当たり平均支給額(29年度)(市町村平均) 1,505 千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.8 月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.8 月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～16%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～16%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

玉 村 町			玉村町（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
定年前早期退職特例措置（割増率 2～45%）			定年前早期退職特例措置（割増率 2～45%）		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額 0 千円			1人当たり平均支給額 9,878 千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（平成30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都のうち特別区(中央区)	20 %	0 人	20 %
前橋市	3 %	0 人	3 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(29年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫、行旅病死人業務手当	感染症等防疫、行旅病死人の作業に従事した職員	感染症等防疫、行旅病死人の作業	0 千円	1日当たり、5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	443 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	221 千円
支給実績(28年度決算)	507 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	236 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者・・・6,500円 配偶者以外の扶養親族・・・10,000円 16歳から22歳までの子・・・5,000円加算	同じ		315 千円	157,500 円
住居手当	借家の場合(月額12,000円を超える家賃の支払者) 最高支給限度額・・・27,000円	同じ		234 千円	19,500 円
通勤手当	自転車などの交通用具使用者の場合 ・通勤距離により、31,600円/月限度 交通機関利用者の場合 ・定期券等による運賃相当額(55,000円/月限度)	同じ		110 千円	27,600 円
管理職手当	役職により、定額を支給 1種 総務課長 75,000円/月 2種 課長職(総務課長除く) 62,900円/月 3種 室長職 54,800円/月 4種 課長補佐職 49,800円/月 5種 係長職 39,900円/月	異なる	支給単価	1,329 千円	443,112 円